

## 『やまなし障害児・障害者プラン2024（仮称）[精神保健医療福祉]案』の概要

根拠等	見直しの必要性	計画期間（案）	検討体制・スケジュール
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援等の規定に基づき、都道府県は国の基本指針に即して障害者計画等を定めることとされている。</li> <li>本県は、「障害者計画」「障害者福祉計画」「障害児福祉計画」「障害者文化芸術活動推進計画」を統合した「やまなし障害児・障害者プラン」を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画が令和5年度で終期を迎えることから、次期計画を策定する必要がある。</li> <li>次期計画から「読書バリアフリー計画」も統合</li> <li>見直しに当たり、改正精神保健福祉法や杭の基本方針を踏まえる必要があるほか、県医療計画等との整合性を図る。</li> </ul>	<p>令和6－令和8年度 (2024－2026年度)</p> <p>(3年間)</p>	<p>8月 第1回障害者施策推進協議会</p> <p>10月 第2回障害者施策推進協議会</p> <p>11月 精神保健福祉審議会 * 審議会は県の協議の場に位置付け</p> <p>12月 第3回障害者施策推進協議会</p> <p>2月 パブリックコメント</p> <p>3月 第4回障害者施策推進協議会、計画策定</p>

## 施策体系（案）

## 施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

- 相互理解の促進
  - 啓発・広報活動の推進
  - 福祉教育などの推進
- 民間との協働体制の整備・市町村との連携
  - NPO、ボランティアなどの活動の推進
  - 障害のある人の活動の支援
- 差別の解消及び権利擁護の推進
  - 障害を理由とする差別の解消の推進
  - 権利擁護の推進
- ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさの向上
  - 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
  - 外出や移動などの支援の充実
- 安全・安心の確保
  - 防災対策の推進
  - 防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止
  - ウィズコロナを踏まえた感染症に対する取組
- 情報の取得利用・意思疎通
  - 行政サービス等における配慮の推進
  - 意思疎通支援の充実
  - 読書バリアフリーの推進

※赤字下線：現計画からの変更箇所

## 施策の柱(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

- 自己選択・自己決定の支援
  - 相談支援体制の構築
    - 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備
    - 広域・専門的な相談支援体制の充実
    - 相談体制の強化
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 住宅の確保
- 障害福祉サービス等の充実・質の向上
  - 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実
    - 居宅介護サービスなどの充実
    - 生活介護サービスなどの充実
    - 居住系サービスの充実
    - その他の障害福祉サービスの充実
  - 障害児のための支援サービスの充実
  - サービスの質の向上など
  - 人材の育成・確保
- 保健・医療の充実
  - 早期発見・早期支援・早期治療の実施
  - 医療・リハビリテーションの充実など
  - 医療的ケア児(者)とその家族への支援
  - 子どもの心のケアの推進
  - 精神保健・医療の提供など
  - 難病に関する施策の推進
- 重度障害者への支援体制の充実
  - 重度障害者とその家族の支援
  - 重度障害のある方を支える専門人材の育成
  - 重度障害者向け障害福祉サービスの充実

## 施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

- 教育の充実
  - 幼児期から学齢期における支援の充実
    - 地域療育の推進
    - 幼児教育の充実
    - 一人ひとりのニーズに応じた教育
  - インクルーシブ教育の推進
  - 教育環境の整備
    - 教員の専門性と指導力の向上
    - 多様化する障害への対応
    - 特別支援学校の機能の充実
- 雇用・就労・定着に向けた支援
  - 障害者雇用の促進
  - 総合的な就労支援
    - ICTを活用した就労の促進
    - 福祉的就労の場の確保
    - 一般就労に向けた総合的支援
  - 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保
  - 農福・産福連携による就業の場の創出及び工賃向上への取組
- 障害者スポーツの推進
  - 障害者スポーツの拠点づくり
  - 障害者スポーツの普及
  - 障害者スポーツの競技力の向上
- 文化芸術活動の充実
  - 鑑賞・創造・発表の機会の確保
  - 芸術上価値の高い作品への支援
  - 交流の促進・障害者理解の促進

## 精神保健福祉法の主な改正内容

- 医療保護入院に係る市町村長同意：虐待、意思表示しない家族等を追加
- 入院患者への告知に関する見直し：本人だけでなくその家族等にも告知
- 医療保護入院期間の法定化と更新手続き：原則、入院期間は6ヶ月以内
- 医療機関における虐待防止の措置の義務化：研修や相談体制の整備等
- 入院者訪問支援：訪問支援員による傾聴や相談、情報提供
- 自治体相談支援対象の見直し：精神保健に課題を抱える方を明確化

## 国の基本方針（精神保健福祉）の主な見直し内容

- 市町村の相談支援体制整備に対する都道府県の協力や支援
- 協議の場を通じた県と市町村の取組の共有化・広域での支援体制の確保
- ピアサポーターの質の確保・研修の実施
- 精神科病院における虐待の防止

## 次期計画の精神保健福祉に関する施策概要

※赤字：現計画からの主な変更箇所  
 ※下線：法改正、基本方針反映

### 【相互理解の促進(啓発・広報活動の推進)】

- 004 精神障害に関する正しい知識の普及啓発、精神障害者と地域住民との交流機会の確保
- 005 **精神障害者等が必要とする保健・医療・福祉サービスや相談窓口等の情報発信**
- 006 高次脳機能障害者支援センターによる高次脳機能障害に関する正しい理解の普及啓発
- 007 インターネット等を活用した各種依存症に関する正しい知識についての情報発信
- 008 **依存症サポーターの養成**

### 【差別の解消及び権利擁護の推進】

- 032 入院医療を必要最小限にするための適正な医療の提供、**患者の権利擁護に関する取組の推進**
- 033 成年後見制度利用支援事業の利用促進

### 【安全・安心の確保(防災対策の推進)】

- 063 災害発生時や新興感染症まん延時における専門性の高い精神保健医療・保健活動の提供
- 064 **災害拠点精神科病院の整備**

### 【自己選択・自己決定の支援(相談支援体制の構築)】

#### ○ 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備

- 088 **各保健所における面接・電話相談、訪問相談の実施**
- 089 精神科病院、事業者、市町村等職員を対象とした人材育成、**各地域の取組共有等**
- 090 ピアサポーターの育成、円滑な活動を進めるための調整
- 091 障害者支援施設や相談事業所、精神科病院などとの連携強化による地域移行の推進

#### ○ 広域・専門的な相談支援体制の充実

- 095 高次脳機能障害者支援センターを中心とした、専門的な相談支援、専門人材の育成
- 096 ひきこもり地域支援センターによる相談支援及び市町村などへの技術的な支援
- 097 依存症相談窓口を中心とした各依存症の相談対応

#### ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 104 障害保健福祉圏域、県ごとの協議の場を通じた関係機関の連携・重層的な支援の促進
- 105 精神科病院入院者や施設入所者等の退院・退所後の支援
- 106 **精神障害者や精神保健に課題を抱える方等への相談支援及び市町村の援助**

### 【障害福祉サービス等の充実・質の向上】

#### ○ 居住系サービスの充実

- 106 地域移行を促進する受け皿やグループホームの量的・質的な充実、サービスの質の向上を図るための職員研修
- 123 自立活動援助サービスの提供体制の整備の促進

#### ○ その他の障害福祉サービスの充実

- 128 ピアサポーターも活用した退院後の支援計画の作成や地域移行に向けた取組の促進

### 【精神保健・医療の提供など】

- 166 精神科受診相談や精神科医療の提供を行う精神科救急24時間体制の確保・充実
- 167 精神障害に関する正しい知識の普及啓発、各種相談窓口の周知
- 168 適切な精神医療の確保や入院者等の社会復帰・社会参加に向けた精神科病院に対する実地指導
- 168 事業者との連携による精神科病院入院者の地域移行促進
- 169 精神・身体合併症の重篤な患者に対する円滑かつ速やかに治療を実施できる体制の構築
- 170 多種多様な精神疾患に対応できる医療体制の整備の推進
- 171 依存症対策全国センターを活用した依存症支援人材の強化・充実

### 【雇用・就労・定着に向けた支援(障害者雇用の促進)】

#### ○ 一般就労に向けた総合的支援

- 234 精神障害者やひきこもり当事者の社会復帰を促進するための社会適応訓練の実施

## 数値目標 (目標年度:令和8年度)

精神病床退院後1年以内の平均生活日数		精神病床における1年以上の長期入院患者数		精神病床における早期退院率	
現プラン目標 (R5) 316.0日	<b>次期プラン目標</b>  <b>325.3日</b>	現プラン目標 (R5) 65歳未満: 330人 65歳以上: 533人	<b>次期プラン目標</b>  <b>65歳未満: 253人</b> <b>65歳以上: 613人</b>	現プラン目標 (R5) 入院後 3ヶ月時点: 72% 入院後 6ヶ月時点: 86% 入院後 12ヶ月時点: 93%	<b>次期プラン目標</b>  <b>入院後 3ヶ月時点: 68.9%以上</b> <b>入院後 6ヶ月時点: 86.0%以上</b> <b>入院後 12ヶ月時点: 91.0%以上</b>
現状 (R2) 317.2日		現状 (R4) 65歳未満: 348人 65歳以上: 733人		現状 (R2) 入院後 3ヶ月時点: 66.8% 入院後 6ヶ月時点: 84.5% 入院後 12ヶ月時点: 90.8%	